

下水道法・愛知県条例・弥富市条例の規定に基づく下水道排除基準

主旨	対象者		特定事業場		一 及 非特定事業場
			排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満	
対象物質または項目					
施設・機能	保全基準	温度	45℃未満	45℃未満	45℃未満
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
環境項目	条例で定める基準	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	2以下	注1 2(5)以下	5以下
		鉱油類含有量 動植物油類含有量	30以下	30以下	30以下
環境項目	条例で定める基準	汚濁物質消費量	220未満	220未満	220未満
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満	380未満
環境項目	条例で定める基準	生物化学的酸素要求量(BOD)	5日間に600未満	5日間に600未満	5日間に600未満
		浮遊物質質量(SS)	600未満	600未満	600未満
環境項目	条例で定める基準	窒素含有量	240未満	240未満	240未満
		燐含有量	32未満	32未満	32未満
環境項目	条例で定める基準	フェノール類	注2 1(0.5)以下	注3 1(0.5)以下	注3 1(0.5)以下
		銅及びその化合物	1以下	1以下	1以下
環境項目	条例で定める基準	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下
環境項目	条例で定める基準	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下	10以下
		クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
環境項目	条例で定める基準	カドミウム及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		シアン化合物	1以下	1以下	1以下
環境項目	条例で定める基準	有機燐化合物	1以下	1以下	1以下
		鉛及び化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
環境項目	条例で定める基準	六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
環境項目	条例で定める基準	総水銀	0.005以下	0.005以下	0.005以下
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
環境項目	条例で定める基準	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	0.3以下
環境項目	条例で定める基準	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
環境項目	条例で定める基準	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
環境項目	条例で定める基準	1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
環境項目	条例で定める基準	1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
環境項目	条例で定める基準	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下
環境項目	条例で定める基準	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下
環境項目	条例で定める基準	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
環境項目	条例で定める基準	ほう素及びその化合物	230以下	230以下	230以下
		ふっ素及びその化合物	15以下	15以下	15以下
環境項目	条例で定める基準	1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		ダイオキシン類	10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下	10pg/ℓ以下

- 注 1 ()内は排水量が20m³/日未満の新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。
 注 2 ()内は新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。
 注 3 ()内は排水量が20m³/日以上の新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。
 注 4 内は、直罰対象の排除基準を示す。

- 備考 1 単位は、温度、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。
 備考 2 ほう素及びふっ素とそれぞれその化合物については、海域を放流先とする水質基準値を採用。